漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則(令和2年熊本県規則第51号)第4条第1項第19号に規定するかご漁業(ばいかご漁業)につき、熊本県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和5年(2023年)10月13日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばいかご 漁業	別記1のとおり	3月1日から 12月31日まで	定めなし (許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数)	1 隻	 章北郡芦北町大字田浦町に 住所を有する者 熊本県の漁船登録を受けた 漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和5年(2023年)10月23日から令和5年(2023年)11月17日まで

3 備考

- (1) この公示に係る許可の有効期間は、令和6年(2024年)1月1日から令和8年(2026年)12月31日までとする。
- (2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。
 - アー免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。
 - イ 同時に使用するかごの数は、300個を超えてはならない。
- (3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

別記1

操業区域(火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先)

次の甲、イ、ロ、ハ、乙を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 甲 八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界「さいづつの鼻」突端
- 乙 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界
- イ 甲から上天草市姫戸町雨竜岬突端を見通した線上、甲から2,727メートルのところ
- 口 芦北町沖合柴島北西端
- ハ 芦北町大字海浦と芦北町大字鶴木山との境界沖合白神瀬北西端